

平成28年11月25日  
株式会社 山梨中央銀行

### キャッシュカード「ATM1日あたりのお振込・お振替限度額」変更のお知らせ

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）では、還付金詐欺等の電話詐欺による被害を最小限に抑え、お客さまの大切なご預金をお守りするために、当行磁気ストライプキャッシュカードにおける「ATM1日あたりのお振込・お振替限度額」（以下「限度額」といいます）を、下記のとおり現行の200万円から100万円へと変更させていただきますので、お知らせいたします。

なお、限度額を超えるお振込・お振替をご希望されるお客さまは、「生体認証機能付ICキャッシュカード」へのお切り替え、またはインターネットバンキングのご契約によりご利用いただけます。

#### 記

#### 1. 変更日

平成28年12月1日（木）

#### 2. 対象カード

普通預金キャッシュカード、貯蓄預金キャッシュカード

#### 3. 限度額の変更内容

お取扱いの内容	現在の限度額			変更後の限度額 (平成28年12月1日から)		
	生体認証取引	IC取引	磁気ストライプ取引	生体認証取引	IC取引	磁気ストライプ取引
現金のお引き出し	500万円	100万円	50万円	500万円	100万円	50万円
	上記金額の範囲内で変更可能			上記金額の範囲内で変更可能		
お振込・お振替	1,000万円	200万円	200万円	1,000万円	200万円	<b>100万円</b>
	上記金額の範囲内で変更可能			上記金額の範囲内で変更可能		

- \* 「変更後の限度額」は、上表の金額の範囲内で1万円単位で変更できます。
- \* 限度額の変更は、ATMまたは窓口でお取扱いいたします。ただし、ATMでは限度額の引き下げのみ可能となります。
- \* 既にATMや窓口で、磁気ストライプ取引のお振込・お振替限度額を100万円以下に設定されている場合は、その限度額を引き継ぎます（今回の限度額変更による限度額の引き上げは行いません）。
- \* 現在、磁気ストライプキャッシュカードをお持ちのお客さまが、生体認証取引およびIC取引を行うには、「生体認証機能付ICキャッシュカード」へのお切り替え手続きが必要になります。
- \* 「生体認証機能付ICキャッシュカード」は、お客さまの生体情報が未登録の場合、IC取引の限度額が適用されます。

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

フリーダイヤル 0120-201862<sup>ふれあいハローに</sup> (照会コード: 9)

<受付時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。)

以 上